

茨城県報 号 外

昭和53年7月17日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

条 例	ページ
●茨城県保安警察関係手数料一部改正 (防犯少年課)	1
規 則	
●茨城県保安警察関係手数料規則 (")	2
(公安委員会)	
●風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則	5

条 例

茨城県保安警察関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和53年7月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第18号

茨城県保安警察関係手数料条例の一部を改正する条例

茨城県保安警察関係手数料条例(昭和37年茨城県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条中「または」を「又は」に改め、同条第1号中「500円」を「2,000円」に改め、同条第2号中「100円」を「500円」に改め、同条を第2条とし、第6条中「または」を「又は」に改め、同条の表中「1,000円」を「10,000円」に、「300円」を「2,000円」に、「200円」を「500円」に改め、同条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

付 則

- 1 この条例は、昭和53年8月1日から施行する。
- 2 この条例施行前にした申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

規 則

茨城県規則第34号

茨城県保安関係手数料規則を次のように定める。

昭和53年7月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県保安関係手数料規則

(趣旨)

第1条 この規則は、古物営業法(昭和24年法律第108号)第14条、質屋営業法(昭和25年法律第158号)第11条及び銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第29条の規定に基づき徴収する手数料の額等について必要な事項を定めるものとする。

(質屋営業関係手数料)

第2条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第8条第1項の規定により許可証の交付を受け、又は質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第12条若しくは第13条の規定により許可証の書換え若しくは再交付を受けようとする者は、1件につき次の各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 交付手数料 | 10,000円 |
| (2) 書換え手数料 | 2,000円 |
| (3) 再交付手数料 | 500円 |

(古物営業関係手数料)

第3条 古物営業法(昭和24年法律第108号)第10条第1項の規定により許可証の交付を受け、又は古物営業法施行規則(昭和24年総理府令第7号)第16条、第17条若しくは第18条の規定により許可証の更新、書換え若しくは再交付を受けようとする者は、1件につき次に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

許可証の種別	交付手数料	更新手数料	書換え手数料	再交付手数料
古物商の許可証	7,000円		2,000円	500円
市場主の許可証	7,000円		2,000円	500円
行商の許可証	2,000円	1,000円	500円	500円
露店の許可証	2,000円	1,000円	500円	500円
せり売りの許可証	1,000円			

(銃砲刀剣類関係手数料)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による講習会の講習若しくは同条第2項の規定による証明書の再交付又は第7条の規定による許可証の交付若しくは再交付若しくは第7条の2規定による許可の更新を受けようとする者は、1件につき次の各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 講習手数料 | 1件につき 500円 |
| (2) 講習課程修了証明書再交付手数料 | 1件につき 100円 |
| (3) 許可証交付手数料 | 1件につき 500円 |
| (4) 許可証再交付手数料 | 1件につき 100円 |
| (5) 許可更料手数料 | 1件につき 400円 |

(納付の時期及び方法)

第5条 この規則に定める手数料は、別に定めるもののほか許可証又は証明書の交付を受けるときに納付しなければならない。ただし、第4条第1号に掲げる手数料は、当該講習を受けるときに納付するものとする。

付 則

- 1 この規則は、昭和53年8月1日から施行する。
- 2 茨城県保安警察関係手数料条例施行規則(昭和41年茨城県規則第64号)は廃止する。

別記様式

許可証等交付申請書

昭和 年 月 日

茨城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり交付をけたいので申請します。

営 業 等 の 種 類	古物商, 市場主, 行商, 露店, せり売り, 質屋 銃砲刀剣類 (ライフル, 散弾銃, 空気銃,) その他の銃, 刀剣類	許 可 講 習 受 講 講習修了証明書
許 可 等 の 種 類	交付, 更新, 書換え, 再交付	
手数料納付年月日	年 月 日	
手 数 料 額	円 也	
証 紙 は り つ け 欄		

- 注意 1 営業等の種類及び許可等の種類の欄は, 該当する文字を○で囲んで下さい。
- 2 はりつけた収入証紙に押印すると無効になります。
- 3 金額は, アラビア数字で書いて下さい。
- ~~~~~

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第7号

風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則を次のように定める。

昭和53年 7 月17日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則

茨城県保安警察関係手数料条例（昭和37年茨城県条例第75号）第2条及び第3条に定める手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額面の茨城県収入証紙を別記様式の申請書に貼付して行わなければならない。

付 則

この規則は、昭和53年 8 月 1 日から施行する。

別記様式

許可証等交付申請書

昭和 年 月 日

茨城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり交付を受けたいので申請します。

営業等の種類	風俗, 金属くず
許可等の種類	交付, 更新, 再交付, 変更
手数料納付年月日	年 月 日
手 数 料 額	円 也
証紙はりつけ欄	

- 注意 1 営業等の種類の欄は、該当する文字を○で囲んで下さい。
- 2 はりつけた収入証紙に押印すると無効になります。
- 3 金額は、アラビア数字で書いて下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所